

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被命令者（1法人5個人）

- (1) 株式会社ウィード（飯塚市佐與）代表取締役 萬田 奈菜美
- (2) 萬田 奈菜美（飯塚市）
- (3) 加藤 清正（嘉穂郡桂川町）
- (4) 谷本 藍弥（飯塚市）
- (5) 中川 和昭（宗像市）
- (6) 谷本 光治（飯塚市）

2 措置命令の内容

株式会社ウィードが飯塚市佐與2143番1外8筆に所在する事業場及び隣地に保管している産業廃棄物（破碎処理後の木チップ（火災により焼損したものを含む。））について、適正処理することにより保管数量を減じ、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定に基づき平成30年1月29日に同社が本県に提出した産業廃棄物処理業変更届出書に記載された保管数量（201.6m³）以下にすることにより、火災の発生を防止し、産業廃棄物の飛散及び流出を解消すること。

なお、措置を講ずるに当たっては、事前に措置計画書を提出し、本職の承認を受けること。

また、上記措置が講じられるまでの間、飯塚地区消防本部に助言を仰ぎ、同消防本部の指示に従って火災予防措置を講ずること。

3 措置命令書交付日

令和3年12月27日

4 履行期限等

(1) 措置計画書の提出期限

令和4年1月16日

(2) 措置の着手期限

令和4年1月23日

(3) 履行期限

ア 最終履行期限：令和5年4月27日

イ 中間履行期限：下表第1欄に掲げる各期日までに、下表第2欄に掲げる累積数量を処理委託すること。

第1欄	令和4年 3月27日	令和4年 6月27日	令和4年 9月27日	令和4年 12月27日
第2欄	360トン	900トン	1,440トン	1,980トン

5 処分の理由

(1) 令和3年4月27日及び同年5月2日、飯塚市佐與2143番1外8筆に所在する株式会社ウィードの事業場において、同社が保管する中間処理後産業廃棄物（破碎処理後の木チップ）の自然発火による火災が立て続けに発生した。

(2) 当該産業廃棄物は保管場所から飛散及び流出しており、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合していなかったことから、本県は同社に対して令和3年6月8日及び同月28日に嚴重注意書を交付し、処理委託等により当該産業廃棄物の保管数量を減ずるよう指導し、あわせて、改善措置が終了するまでの間、火災予防措置を実施するよう指導した。

その後も履行催告を重ねてきたが、当該産業廃棄物は全く減らず、同社事業場内だけでなく隣地にまで流出しており、生活環境の保全上支障が生じている。

(3) 令和3年7月7日には飯塚地区消防本部（飯塚消防署）も、当該産業廃棄物を「指定可燃物」として火災予防上の不備を是正するよう指導したが、現時点で同社は適切な措置を講じていない。

さらに、本県の立入検査において、当該産業廃棄物の内部に高温が継続している箇所があることが確認されており、再び火災が発生するおそれがある。

(4) したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

1 (2)の者については、代表取締役として不適正処理に関与し、また、代表取締役でありながら他の者に会社業務の一切を任せきりにし、(3)の者については、取締役でありながら他の者に会社業務の一切を任せきりにし、(4)及び(5)の者については、取締役在任当時、他の者に会社業務の一切を任せきりにし、(6)の者については、令和2年6月以降の不適正処理について実質的責任者として主体的に関与していることから、法第19条の5第1項第1号に該当する者として、措置を講ずべきことを命ずるものである。